

建築物等における木材利用の推進に関する基本方針

平成24年4月1日

最終改正令和5年1月4日

第1 目的

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」(令和4年1月7日改正)に即して、建築物等における木材の利用の推進のための施策に関する基本的事項を定め、町有施設等における県産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、脱炭素社会の実現への貢献や、町民の安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 1 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(付帯施設・設備を含む。)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 2 「公共建築物」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係(広義の公共的な施設)をいう。
- 3 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する、住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物(付帯施設・設備を含む。)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいい、公共建築物等を除く。
- 4 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- 5 「木造化」とは、建築物の新築・増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- 6 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

7 「県産材」とは、新潟県内の森林で生産された木材のことであり、エンジニアリングウッド（集成材、LVL、I型ビーム）等特殊材を除いて製材加工についても県内で行われたものをいう。

8 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

第3 推進方針

品質性能の明確な木材の安定供給を図るとともに、町民への普及効果が高い公共建築物等や、民間建築物等に、木材の積極的な使用を推進することにより、需要拡大を図る。

また、使用する木材について、県産材の利用が図られるよう取組を推進する。

1 町による推進

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の町民が身近に接する公共建築物には、利用者が親しみを感じる環境づくりが求められていることや、町民へのPR効果が高いことから、木造化を推進する。また、非木造施設も含めて、内装等の木質化を推進する。

(2) 公共土木工事における木材利用の推進

自然環境や生態系、景観への配慮が求められていることから、公共土木工事においては木材の使用を推進するとともに、新たな用途開発を推進する。

(3) 備品及び消耗品における木製品の導入

机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を推進する。

(4) 木質バイオマス利用

木質資源の利用促進のため、炭化製品の利用や、チップ・ペレット化された木質バイオマスの利用を積極的に図る。

2 町民への普及啓発

建築物等での木材の利用の推進に取り組むことを通じて、町民に対して木の良さの普及啓発に努め、木材利用の意義について分かりやすく示すことにより需要拡大を図る。

第4 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

町が新築・増築・改築する公共建築物においては、建築基準法その他

の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物（高さ 16m 以下かつ階数 3 以下で、延べ床面積 3,000 m²以下の公共建築物）において、木造化を図る。また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコストの課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努める。

また、直接又は間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化に努める。

第 5 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第 6 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

2 普及啓発に関する事項

町は、地域材の利用促進に向けた町民の自発的な努力を促していくため、建築物等における地域材の利用促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

また、民間事業者等が整備する建築物等についても、木材を利用する

意義への理解と協力が得られるよう働きかけるものとする。